

# 平成24年度 税制改正に関する要望

平成23年9月27日

社団法人 全国建設業協会

## 平成 24 年度の税制改正に関する要望

社団法人 全国建設業協会  
会長 浅沼健一

平素は、建設業界に対し、一方ならぬご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

景気低迷による民間設備投資の縮小や、公共事業の削減などによる受注競争の激化など、私ども建設業界を取りまく情勢は依然として厳しい状況の中、追い討ちをかけるように、東日本大震災により激甚な被害が発生し、被災地における建設業の疲弊は言うまでもなく、被災地以外の建設業においても、その影響が及んでいます。

私ども建設業界においては、大地震や頻繁に発生する集中豪雨等の災害時には、いち早く現場に駆け付け、最前線で応急処置や復旧活動を行っております。また、平時においても河川・道路清掃や防犯パトロール等、地域社会に対して、様々な社会貢献活動を行うなど、国民の安全・安心な生活基盤を確保するために大きな役割を担って参りました。

このような重要な役割を果たすためには、建設企業が、健全で安定した経営を行う必要があります、そのためにも、必要な税制上の措置は欠かすことができません。特に、税制体系の抜本的な見直しが議論される昨今の状況に鑑みると、その重要性は増しています。

つきましては、ここに平成 24 年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒、実現いただきますようお願い申し上げます。

# 要望事項 目次

## I 租税特別措置の創設・延長・改善要望

1. 住宅建設・売買に関わる消費税の非課税・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 工事請負契約書に係る印紙税の課税廃止・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 貸倒引当金の繰入限度額の引き上げ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却及び  
法人税額に係る特別控除の拡充及び適用期限の延長・・・・・・・・ 2
5. 中小企業者等に対する少額減価償却資産の取得に係る損金算入特例の適用期限の延長・・・ 2
6. 中小法人の交際費等の損金不算入制度の特例（定額控除限度額 600 万円）の拡充及び  
適用期限の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
7. 中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付の適用期限の延長・・・・・・・・ 3
8. 試験研究を行った場合の法人税額に係る特別控除の適用期限の延長・・・・・・・・ 3
9. 軽油引取税の課税免除措置の適用期限の延長・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## II 運用・手続き等の改善要望

1. 工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化・・・・・・・・ 4
2. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び  
事業税における「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化・・・・・・・・ 4
3. 外形標準課税の申告手続きの簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 企業会計と税法との乖離の是正・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5. グループ法人税制における一部規制緩和・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

# I 租税特別措置の創設・延長・改善要望

## 1. 住宅建設・売買に関わる消費税の非課税

住宅建設・売買は、取り扱う金額が高額となるため、個人の消費税負担は大きいものとなり、住宅取得に消極的になりがちである。

住宅の新築・増改築や売買については、課税の対象となるが、家賃、地上権、敷金、更新料などは、非課税になるなど、公平性を欠くものである。また、欧米においては、住宅は、消費するものではなく、生活必需品であると考え、非課税や軽減税率を適用している国が多い。

住宅の新築・増改築や売買に関わる消費税については、非課税とする措置を講じていただきたい。

## 2. 工事請負契約書に係る印紙税の課税廃止

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものであるが、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、同時に多額の印紙税負担を求められている。

さらに、建設業の特徴として、重層請負構造を形成しており、各階層間で締結する工事請負契約書にも課税されていることから、多重課税と認識される。

昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は不課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くものである。

また、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書は課税されておらず、国際競争力を確保する観点からも是正すべきである。

このような建設業界にとって不利である工事請負契約書に係る印紙税を速やかに廃止していただきたい。

## 3. 貸倒引当金の繰入限度額の引き上げ

一般的に会社更生、民事再生、破産による配当率は著しく低いことから、個別評価金銭債権の不良債権処理に係る貸倒引当金の繰入率については、現行の形式基準を70%～80%程度まで引き上げていただきたい。

また、中小企業者等に特例として認められている一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の法定繰入率について、建設業者・不動産業者の倒産が相次いでいる昨今の状況を鑑み、建設業においても製造業と同様に1000分の8に法定繰入率を引き上げていただきたい。

#### 4. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却及び法人税額に係る特別控除の拡充及び適用期限の延長

近年、自然災害が各地で発生し、道路、河川や鉄道、住宅などに甚大な被害をもたらしている。特に建設業界は、地方自治体等と災害協定を締結しており、災害発生時に地元の中小建設企業が機械類を保有していなければ、迅速な応急復旧活動が困難となる。国民の生命・財産を守る上でも、中小建設企業の機械類の調達を促進するような税制上の優遇措置の延長をしていただきたい。

また、東日本大震災の被害を受け、迅速な応急復旧には、建設機械等の保有が不可欠であり、その必要性が改めて認識されている。建設業においては、今後、迅速な応急復旧や自然災害に備えた対応が求められることが予想されるので、更なる設備投資が可能となるような税制上の措置の拡大を図っていただきたい。

#### 5. 中小企業者等に対する少額減価償却資産の取得に係る損金算入特例の適用期限の延長

中小建設企業において、事務作業は未だに手作業が中心であり、業界の近代化には電算化等の合理化が不可欠である。

中小建設企業の設備投資促進及び事務の簡素化に資するものであるため、適用期限の延長をしていただきたい。

#### 6. 中小法人の交際費等の損金不算入制度の特例（定額控除限度額 600 万円）の拡充及び適用期限の延長

近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への配慮により発生する工事原価であるが、一定の基準に基づかない支払い等は、損金算入が認められない交際費等と認定される場合が少なくないので、中小企業者等の特例について、適用期限の延長をしていただきたい。

また、控除限度額 600 万円までの金額の 10%相当額については、損金不算入となるが、中小企業者等は、金融不安や景気後退の影響を受けやすいので、10%相当額についても損金算入できるようにしていただきたい。

## 7. 中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付の適用期限の延長

税制改正によって、中小企業者等については、欠損金の繰戻し還付制度の適用停止措置の解除がなされたが、今後、中小企業者等以外の法人について、適用停止措置の期間延長がなされた場合においても、金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小企業者等については、永続的に適用をしていただきたい。

## 8. 試験研究を行った場合の法人税額に係る特別控除の適用期限の延長

長年にわたる公共事業費の削減や民間建設投資の縮小による受注の減少、競争の激化等により、中小・中堅建設企業の経営環境はかつてないほどの厳しい状況にある。今後は、自ら企画・立案し、提供するなどの積極的な取り組みが必要であり、企業活動に活用可能な先進的な技術等を調査・研究するためにも、試験研究費の特別控除については、引き続き、適用期限の延長をしていただきたい。

## 9. 軽油引取税の課税免除措置の適用期限の延長

とび・土工工事業の工場現場においては、くい打ち、くい抜き、掘削または運搬のために使用する建設機械の使用は不可欠であるため、引き続き、適用期限の延長をしていただきたい。

## Ⅱ 運用・手続き等の改善要望

### 1. 工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化

近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への配慮により発生する工事原価であるが、一定の基準に基づかない支払い等は、交際費等と認定され、損金算入が認められないことが多い。

近隣対策費は、工事を円滑に施工するための必要経費であり、交際費とは異なる費用である。

近隣対策費として認められる必要経費及び損金不算入となる支出の区分を明確にするとともに、具体例を示す等の措置を講じていただきたい。

### 2. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化

建設現場における現場事務所は、常設的な店舗や事務所と違い、工事期間内に一時的に設置される仮設のもので、建設現場ごとに随時設置しており、これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べ建設業に著しく不利な税制となっていることから、建設現場における仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。なお、今年度において税体系の抜本的見直しを実施されない場合は、設置期間が1年を超えない短期の仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。

また、申告・納付を行う場合にあつての手続きについて、法人地方税は制度が複雑で、特に建設業は多数の道府県・市町村ごとに申告・納付手続きが必要なことから、事務負担が大きく、本店所在地での一括申告・納付等による簡素化を図っていただきたい。

### 3. 外形標準課税の申告手続きの簡素化

法人事業税の外形標準課税制度において、申告書類の作成には、多大な事務負担が生じている。特に付加価値割の計算において、JV（共同企業体）における報酬給与額等の計算方法や明細書類については、煩雑な作業等が必要となることから、申告手続きの簡素化を図っていただきたい。

#### 4. 企業会計と税法との乖離の是正

法人は、「確定した決算」に基づき課税所得等を計算・申告しなければならず、法人税法第22条4項では、課税所得算定の前提となる収益・費用の額は、公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されることが規定されている。この基準は、一般的には企業会計基準委員会（ASBJ）が設定する会計基準や中小企業の会計に関する指針等が該当すると解されているため、企業会計において求められる処理を税法においてもできるだけ認める等、企業会計と税法との乖離の解消に努められたい。

特に建設業においては、工事契約に関する会計基準の設定に伴い、税法に関しても会計基準に合わせて、赤字工事にも工事進行基準が認められる等の改正が行われてきているものの、工事損失引当金の損金算入については、依然、認められていない。会計基準に則って計上される限り、工事損失引当金に恣意性が入る余地は無いので、税法に関しても損金算入を認めていただきたい。

#### 5. グループ法人税制における一部規制緩和

平成22年度税制改正により、資本金1億円以下の中小法人であっても、100%の資本関係にある親会社の資本金が5億円以上の場合、中小法人の特例措置の適用が除外されるが、金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小法人については、特段の配慮をいただきたい。

特に、貸倒引当金の損金不算入について、債権の一部を貸倒損失として計上する場合は、法的に債権を放棄せざるをえず、株主に対する企業の受託責任の観点からも望ましくないため、見直しをしていただきたい。